

H20. 9. 26 原案可決

地方の道路整備の促進と安定的な財源確保を求める意見書

半島地域に位置し、道路整備が著しく立ち遅れた和歌山県にとって、紀伊半島を一周する高速道路を初めとした道路ネットワークの整備は、医療や教育機会といった人が暮らすための平等な権利の保障や、企業立地や観光振興などの経済活動の基本的な機会の保障の観点、さらに東南海・南海地震への備えなどから必要不可欠であり、県民が長年にわたり熱望しているところである。

このため、我々和歌山県議会は、様々な活動を通じて、立ち遅れた本県の道路整備の推進と道路財源の安定的な確保を、政府・国会に対して、強く訴えてきたところである。

このような中、5月13日に閣議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」に基づき、「経済財政改革の基本方針 2008」において、道路特定財源を廃止して平成21年度から一般財源化し、生活者の目線でその使い方を見直すこととされており、今後の道路整備と財源への影響が危惧されるところである。

これまで、本県のような地方の住民は、都市部の住民に比べ数倍の揮発油税を負担しながら、需要の大きい都市部の道路整備に先を譲ってきた。立ち遅れた道路整備を一刻も早く進めるためには、これまで以上の財源確保が必要である。

については、道路特定財源の一般財源化後においても、地方の道路整備が、これ以上滞ることのないよう、政府・国会は次の事項について留意されることを強く要望する。

記

1. 高規格幹線道路から市町村道に至るまで、地方が必要と判断する道路整備を着実に推進するため、国、地方の道路財源を安定的に確保すること。
2. 紀伊半島を一周する近畿自動車道紀勢線や京奈和自動車道などの高規格幹線道路を初めとする幹線道路網は、国が責任を持って整備し、そのために必要な財源を確保すること。
3. 本県のように道路整備の遅れた地域に対して、未改良率等整備の遅れを指標に

するなど、優先的に予算配分すること。

4. 地方のニーズに弾力的に対応できる地方道路整備臨時交付金を維持し、拡充すること。あるいはこれに代わる仕組みを創設すること。

5. 地方の財政負担の軽減のため今年度創設された地方道路整備臨時貸付金制度を来年度以降も継続すること。

6. 新たな整備計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に反映し、高速道路を初めとする地方に必要な道路を明確に位置付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

和歌山県議会議長 大沢 広太
郎

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

経済財政政策担当大臣

行政改革担当大臣